

# 月形町総合体育館管理運営要領

平成 25 年 4 月 1 日制定

平成 26 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 28 年 4 月 1 日改正

## (目的)

第 1 条 この要領は、月形町総合体育館条例（昭和 49 年月形町条例第 17 号。以下「条例」という。）及び月形町総合体育館使用規則（平成 16 年教育委員会規則第 2 号。以下「規則」という。）に基づき、総合体育館（以下「体育館」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (使用時間)

第 2 条 次の体育施設の使用可能時間は次のとおりとする。

### (1) アリーナ

区分	月～金曜日	土曜日	日曜日
開始	9 : 00	9 : 00	9 : 00
終了	21 : 00	21 : 00	17 : 00

### (2) 会議室

区分	月～金曜日	土曜日	日曜日
開始	9 : 00	9 : 00	9 : 00
終了	21 : 00	21 : 00	17 : 00

### (3) トレーニング室

区分	火・水・木・金曜日	土・日曜日
開始	10 : 00	10 : 00
終了	20 : 00	16 : 00

### (4) 温水プール

区分	月～金曜日	土曜日	日曜日
開始	15 : 00	10 : 00	10 : 00
終了	20 : 00	16 : 30	16 : 30

※夏休み中（7/26～8/23）の平日は13 : 00～20 : 00とする。

### (5) 柔剣道場

区分	月～金曜日	土曜日	日曜日
開始	9 : 00	9 : 00	9 : 00
終了	9 : 00	21 : 00	17 : 00

2 スポーツ大会等の運営に伴う準備作業等が必要な場合は、午前 7 時 30 分から使用可能とする。

3 上記体育施設の適正な維持管理のため、使用時間を規制する場合がある。

## (体育館の占有使用)

第 3 条 体育館の占有使用は、団体等集团的に使用する場合に限る。

(目的外又は団体等集団的使用の申請及び許可)

第4条 条例第2条の目的外又は団体等集団的に使用しようとする者(以下「団体使用者」という。)は、あらかじめ別に定める使用許可申請書を提出しなければならない。なお、使用許可申請書の提出期限等は次のとおりとする。

(1) 団体使用者が主催するスポーツ大会で使用する場合

区分	申請受付日	申請期限
(1) 町内で活動するスポーツ団体	随時	使用日の1か月前
(2) 上記以外の町内で活動する団体	随時	使用日の1か月前
(3) (1)、(2)以外の団体	使用日の3か月前	使用日の2か月前

(2) 前号以外の内容で使用する場合

区分	申請受付日	申請期限
(1) 町内で活動するスポーツ団体	使用日の1か月前	使用日の3日前
(2) 上記以外の町内で活動する団体	使用日の1か月前	使用日の3日前
(3) (1)、(2)以外の団体	使用日の3か月前	使用日の10日前

- 2 管理者は、前項の規定に基づく手続きを完了し、使用内容が適当と認めた者に許可書を交付する。
- 3 管理者は許可書を窓口で確認し使用を許可する。
- 4 使用後は、利用者カードに必要事項を記入し窓口提出しなければならない。
- 5 前項に規定する使用者に体育館の使用を許可した後であっても、町が主催する事業の実施を優先することができる。但し、その場合は団体使用者と協議して決定する。
- 6 同条第2項で使用許可を得た後、使用しなくなった場合は、使用日の3日前までに使用の中止を管理者に届け出なければならない。

(個人使用の申請及び許可)

第5条 個人が使用する場合は、体育館の受付窓口において使用申込をしなければならない。

- 2 使用申し込みの際、利用者台帳に必要事項を記入しなければならない。
- 3 管理者は、条例及び規則に基づく使用内容であることを確認し使用を許可する。

(使用料の徴収)

第6条 条例第7条の規定に基づき使用料を徴収する。

- 2 使用料は、管理者が発行した納入通知書により事前納付とする。但し、やむを得ず事前納付ができない場合は、体育館受付窓口で徴収する。

(販売行為等)

第7条 体育館の建物又は敷地内における物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為はあらかじめ別記様式の教育財産使用申請書を管理者に提出し許可を得なければならない。

附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

この要領は平成26年4月1日から施行する。

この要領は平成27年4月1日から施行する。

この要領は平成28年4月1日から施行する。